

宋代における仏教儀礼の研究

——遵式の放生について——

戴

鶯

【目次】

はじめに

第一章 遵式の生涯と著作

第一節 伝記資料と生涯

第二節 著作

第二章 遵式における放生実践とその影響

第一節 遵式における不殺生

第二節 遵式における放生とその影響

第三章 遵式の放生思想の受容と形成

第一節 智顗の放生思想

第二節 遵式と永明延寿

2.1 遵式と延寿の関係

2.2 遵式と延寿の放生・施食について

おわりに

はじめに

宋代における仏教儀礼を検討する時、中国の江南地域に目を向けざるを得ない。鎌倉時代の入宋僧たちの関連資料が明らかにするように、中国の江南地域（杭州・寧波あたり）の寺院の集団生活においては、さまざまな仏教儀礼が行われていた。^①また宋代の江南地域では杭州、寧波あたりの寺院を繋ぐ、いわゆる天台ネットワークが形成され、そこには天台系の僧侶が大きく関与していたことも注目されている。^②

こうした江南地域の天台僧による仏教儀礼において重要な意義を持つのが放生の実践と思想である。周知の通り中国仏教史において、宋代まで放生という信仰を唱えることに尽力したのは天台宗の僧侶たちであった。彼らは天台智者大師智顗（538～597）の教えの影響を受けつつも、同時代的な思想の影響を受けつつ、儀礼化を進めていったと考えられる。^③

本稿では、宋代における仏教儀礼研究の一端として、懺法・僧俗教化等の実践を幅広く行っていた北宋代の天台僧遵式（964～1032）を取り上げる。従来の研究では遵式における懺儀・浄土教学面、或いは近年注目されてきた放生を含めた実践教化面が多く論述されたが、^④ 仏教儀礼としての遵式の放生実践の社会的・文化的機能、すなわち地域や時代への影響関係に関しては十分に注目されてこなかった。また、遵式の放生実践の受容面に関する研究は、佐藤成順氏により遵式における不殺生の実践教化は善導（613～681）からの影響との指摘を除いて、^⑤ その多くが天台宗という宗派史の中に位置づけられることが多かった。しかし、後述するように遵式の思想と儀礼には宗を超えた影響関係や社会的影響が認められる。特に、これまで十分に明らかにされてこなかった五代十国の僧永明延寿（904～975）と遵式の繋がりを改めて検討すべきと考えられる。^⑥ 柳幹康氏の研究では、延寿における放生や懺法など実践思想が指摘されたが、その少し後の時代での同じ江南地域で放生や懺法など実践で活躍した遵式については、あまり言及していなかった。つまり延寿と遵式の実践の比較はまだ不明である。

本稿では、遵式と延寿の関係について整理するとともに、両者が実践した放生の事象を捉えながら、特定の集団や宗派を超えて、こうした儀礼が遵式によって如何に受容・実践されたのか。また、遵式における放生実践が宋代仏教儀礼に与えた影響について検討していきたい。

第一章 遵式の生涯と著作

第一節 伝記資料と生涯

北宋初期に江南地域を中心に活動した天台僧遵式は、四明知礼（960～1028）と共に宝雲義通（927～988）の高足として、宋代初頭の天台教団を復興させた人物として知られる。

林鳴宇氏の研究では、遵式の生涯を①修学時代、②明州法雲寺住持時代、③天台東掖山住持時代、④杭州天竺寺住持時代の四つの時代に分けている。^⑧ 遵式の凡そ六十九年の生涯は、その多くを現在の杭州・寧波・天台などの浙江省内で活動したことになる。遵式の伝記資料は数多く現存し、林氏は年代順に主に五種類を挙げているが、その中で最も古くて詳しいのは明教大師契嵩^⑩（北宋1007～1072）が遵式入滅後約30年に著した「杭州武林天竺寺故大法師慈雲式公行業曲記」^⑪（1063。以下「曲記」略称）である。南宋代の『釈門正統』・『仏祖統紀』等の遵式伝は、この内容に従って略述したものである。また、呂淑玲氏の研究でも、前記三つの遵式伝の中の様々な奇瑞について詳説されている。^⑫

そこで「曲記」と遵式入滅後約240年の南宋天台僧志磐（生没年不詳）が編集した『仏祖統紀』^⑬（巻十 以下『統紀』）に収録されている遵式伝（1271）を取り上げ、北宋と南宋の遵式伝の捉え方の違いを比較しながら、遵式の生涯における事蹟を段階的に解説してみる。

『曲記』と『統紀』の遵式伝に共通する内容は、遵式の生涯に渡る教化活動である。すなわ

ち、付録図の『曲記』と『統紀』遵式伝によると、遵式の生涯には様々な奇瑞があり、講經の時に、驢馬が毎日經典を聞きに来ることや（28歳）、一匹の豚が彼に命を救われたこと（49歳）、或いは、天竺寺で枯れた重栄檜を復活させた説話があり（53歳）、また、宰相王欽若に法華經の講釈や「円頓觀心十法界図」を撰述したこと（58歳）、杭州の刺史馬亮に浄土念仏門、職方郎中崔育才に「施食觀想」^⑭を撰述し（53歳頃）、その他、人々に齋を勧め、不殺戒を授け、漁を止めさせた等の事績が記されている。

更に、遵式生涯の中の観音信仰と中晩年に心血を注いだ念仏三昧・浄土願生の浄土思想も窺える。

つまり、遵式は自身のためだけではなく、僧俗を問わず君・親・国並びに動物、植物などの一切衆生のために、滅罪除障と浄土往生を求める生涯を送っていることが明らかとなる。

一方、『曲記』と『統紀』の遵式伝を比べると、南宋代の『統紀』は北宋の『曲記』の文脈が簡潔になった上に、幾つかの新しい儀礼に関する内容が追加されている。すなわち、遵式が白鶴廟の神に戒を授けた後に、住民に齋を勧めたことを改祭為齋^⑮で明確にしたこと（40歳）や、遵式は毎晩、水辺で餓鬼に食事を与えていた（施餓鬼）こと（50歳頃）、また、職方郎中崔育才（生没年不詳）の質問に対して、施食思想と作法を解釈した（53歳頃）という説話が新たに追加されている。

なぜ南宋代の『統紀』には、わざわざ北宋時代の『曲記』遵式によって実践された不殺生・齋の勧めを「改祭」として明記し、更に施餓鬼・施食という仏教儀礼が添加されたのか。それは、それらの儀礼が南宋代に継承され、新たな宗教実践として重視されたからではないだろうか。また、遵式によって実践された改祭や施餓鬼・施食の行儀は南宋代の諸儀礼に影響を与えた側面も窺える。改祭や施食に関する資料に関しては、遵式の遺文集である『金園集』^⑯に収録されており、後の章節で検討したい。

第二節 著作

遵式の著作について、林鳴宇・呂淑玲氏の研究では、遵式が現存する80点以上の著作を整理している^⑰。これらはほとんど『金園集』（慧観編、1141年）・『天竺別集』（遵式述 慧観重編）・『靈苑集』（散逸）という三つの文集に収録されている。また、その他に大正蔵や続蔵、各々の伝記資料などにも、遵式の著作とされるものが多く見られる。

遵式の著作の中で、とくに注目したいのは、懺法など仏教儀礼の著作が多く存在することである。そのため、遵式は「天竺懺主」^⑱と敬称され、彼が修した懺法は後世にも大きな影響を与えた^⑲。

また、遵式は「紫服」（1016）と大師號「慈雲」（1022）を宋室に下賜され、遵式が宋室に献上した^⑳『金光明護国道場儀』は、江南地域において「金光明懺法」儀礼の流行を後押しさせ、

やがて宋室の南下に伴い江南寺院社会で隆盛する一因となった²¹⁾。

遵式による懺法関係の著作の中で代表的なものとして、天台智顗の「金光明懺法」を再構築した「金光明懺法補助儀」・「金光明最勝懺儀」や「熾盛光道場念誦儀」、「請觀世音菩薩消伏毒害三昧懺儀」等多くの懺儀がある。また、「天台智顗大師齋忌礼懺文」、「往生浄土決疑行願二門」、「往生浄土懺願儀」など浄土教念仏門に関する著作も多い。その他、彼の遺文集である『金園集』には放生や施食に関する資料が収録されており、懺法以外にも慈悲行の実践を行ったことが知られる。

以上を踏まえ、次章では遵式における放生の実践を挙げて、現存する遵式の著作を用いながら、彼の放生思想とその影響を検討していく。

第二章 遵式における放生実践とその影響

第一節 遵式における不殺生

放生には不殺生と放生の二つの面がある。道端良秀氏、千葉照観氏の研究²²⁾のように、仏教が最も重視する不殺生は戒律の第一に挙げられ、その不殺生戒を積極的に実践するのが放生であり、不殺生と放生は同じ思想の表裏関係にあるといっても過言ではない。

不殺生については、古く北魏から歴代皇帝による六斎日、八斎日、三長斎日などの禁屠殺の詔や、宗廟の犠牲禁止、また禁殺文、放生文などがある。更に『梵網經』四十八輕戒第二十戒の生き物を殺すことは我が父母を殺すことになるとの教説²³⁾は、必ず不殺放生すべきとの原理を述べている。ただ、それは単なる慈悲や愛の心からの不殺放生ではなく、孝を絶対視する儒教社会倫理と合致している一面もある。

また、『涅槃經』などに説く「一切衆生悉有仏性」の思想より、肉食することは断仏性の大罪を犯すことになるので²⁴⁾、梁武帝（在位502～549）の「断酒肉文」を始め、顔之推（531～591頃）『顔氏家訓』（後述）など、更に武帝の撰と称する「慈悲道場懺法」等の懺法は、放生を行うことと同じであると考えられる。

時代が進んだ北宋の遵式は、犠牲獣を供物にする中国在来の祭祀を改めて、仏教的な祭祀のあり方を「改祭修斎決疑頌并序」（『金園集』巻三所収 以下「決疑頌」）に説いた。遵式の改祭の著作「決疑頌」では、梁武帝による不殺生・断肉食等の慈悲行を挙げている²⁵⁾。また第六項には、『顔氏家訓』第十六帰依論の不殺生戒の記述を引用しながら、過去の殺業により罪報を受けることを説いている²⁶⁾。『顔氏家訓』は唐代から宋代にかけて特に愛読されていることから、遵式の引用は、民衆教化の点からいえば有効であったと考えられる。

一方、付録図の遵式伝では、遵式が生類哀愍の念から殺生を戒めたという改祭に関わる説話がある。40歳の遵式は白鶴廟の神に仏の不殺戒を授けて後に、改祭を行ったという。また、大

中祥符七年（1014）、遵式は杭州昭慶寺の齊一法師に招かれ、天台山から昭慶寺に入り、四部と戒律を講説した。当時、杭州の人々は葬式に酒肴の習俗があり、遵式の説得によって斎事に変えた。翌八年（1015）、蘇州の刺史に招かれ開元寺で講經をしたが、すでに遵式の教説によって、蘇州の人々は飲酒や肉食をせず、酒肉も買わなくなったという。そのため肉と酒がさっぱり売れなくなって困ったと言われるが、遵式は慈悲の心から殺生と飲酒の戒律を厳守すべきことであると大衆に教化し、そうした教化を大衆も受け入れていた点に注目しておきたい。

更に、『金園集』巻三「改祭修斎疏文」冒頭には、蚕人口霊廟の堂宇に於いて、金光明道場を建立し、毎歳の拝祭酒肴の会を清浄の斎事に変えた²⁸とある。

遵式は「祭」に変わって、「斎」（斎会）の重要性を説いている。船山徹氏の研究では、仏教語として斎は禁戒を守り身心を清浄に保つことを意味するが、「斎会」「斎集」とも呼ばれるように、集団で行うことが多く、総じて言えば、斎とは仏教の儀礼的・集団的な実践形態であった。また、斎会という実践形態は中国において仏教伝来の初期から行われ、金光明斎・観世音斎・無遮大会等様々な形態が存在し、その他、仏降誕会や盂蘭盆会なども定例的斎会に含まれる²⁹と述べている。したがって、遵式の改祭の目的は、従来仏教が最も重視する不殺生戒の思想を「斎」という仏教儀礼で積極的に継承実践するもので（＝不殺生）、その根底には大慈悲心が据えられていると考えられる。

第二節 遵式における放生とその影響

放生思想の普及は、実践行として展開された。そうした実践行の第一として数えられるものは、魚類を放ち救うところの池や河を放生池と名づけたことである。³⁰

遵式以前では、中国において放生池³¹が設置されたことが多くの文献に記載されている³²。放生池で有名なのは、唐肅宗が乾元二年（759）に詔して天下に八十一箇所の放生池を設けたことと、北宋の真宗が天禧元年（1017）に天下の放生池を復興し、揚子江と淮河が流れる郡州の城下五里以内は漁の捕獲を禁止したことである。『統紀』に記述される通り、真宗の頃は肅宗の頃より漁捕禁止、即ち不殺生の項を設けたことが注目される。皇帝の詔によって天下に放生池を設置するのは珍しいことであるが、このような放生思想が単に仏教だけのものではなく、儒教においても仁の思想、或いは墨子³³の兼愛思想、つまり生類を憐れむという中国古代以来の思想や政治理念との共通性によって放生池が設けられたのではないだろうか。

また、宋代では民間に際限なく鳥獸や蟲魚を捕獲し殺すことを禁止している。たとえば、太祖趙匡胤は、建国翌年（961）に二月から九月まで民間に魚捕・彈射を禁ずる詔を出している³⁴。次の太宗（在位976～997）も同じ詔を出している。そして遵式の当時、即ち真宗朝になると同じ趣旨の詔に加えて、宮觀・寺院に鳥獸等の捕護する道具を携入して肉類を料理することを禁

④⑥ じる詔も出している。これら詔令文によると、その意図は、二月から九月までは生類の繁殖期であるので殺生を禁じるのであり、資源の育成・尊重を主眼しているが、仏教精神を示唆する表現は見当たらないと考えられる。^{④⑦}

一方、遵式の場合は、『統紀』と『曲記』の遵式伝（付録図58歳）によると、宰相王欽若は遵式から智者大師が昔生き物を護っていたことを聞き、西湖を放生池にすることを奏して、叶えられたという。似たような内容は、南宋期編纂の『淳祐臨安志』巻十にも「國朝天禧四年（1020）。郡守王公欽若奏乞為祝聖放生池禁止採捕。」と記されている。ここで、「天禧」という年号に従うと遵式が奏した西湖を放生池とする実践の信憑性が高い。注意すべきことは、南宋代の『統紀』巻四十四に、真宗の天禧三年（1019）に「師（遵式）奏請西湖為放生池。每歲四月八日。郡人會湖上縱魚鳥。為主上祝壽」^{④⑧}と記述されている。最後の「為主上祝壽」の文は北宋代の『曲記』にはなかった内容である。毎年四月八日の仏生誕の日に郡人が集まって魚鳥を放ち、皇帝を祝寿したという。仏教・儒教・道教が同化融和する宋代には、皇帝の誕節の祝寿、国忌の行香等が国の年中行事として定着することを遵式は知っていたはずなので、放生の趣旨と仏教の慈悲精神を結びつけ、それを仏教の思想と地位を強調する意図的な実践行為にしたとみられる。

以上より、南宋代で遵式によって皇帝の長寿のために仏教の放生を行ったということは、単に生類を救護するという慈悲心だけではなく、次第に発展して、一つの定例的な行事となった。更には国家の公認で定期的に行われ、そして幅広い大衆参加を可能にすることで、放生の思想が中国社会に定着し広まったことに重要な意味を持つと考えられる。

更にこの数十年後には、蘇軾（1036～1101）が以下のように述べている。

臣愚無知。竊謂西湖有不可廢者五。天禧中故相王欽若。奏以西湖為放生池。禁捕魚鳥。為人主祈福。每歲四月八日郡人数萬會於湖上。所活羽毛鱗甲以百萬計。皆西向稽首仰祝萬壽。^{④⑨}

〔中略〕此西湖不可廢者一也。 （「乞開杭州西湖狀」）

すなわち、北宋の有名な士大夫蘇軾は、かつての遵式の放生池のエピソードを使って、西湖として廃すことの出来ないものは五つあるが、その第一は放生池として魚介鳥類を放生して、天子の聖寿万歳を祝う行事であると奏請したのである。また、『咸淳臨安志』巻三十二には、元祐五年（1090）に蘇軾が請うて、西湖の底をさらえて深くし、（遵式と）同じく每歲四月八日に放生して大勢の大衆が天子の聖寿万歳を祝ったことが記録されている。^{④⑩}更に、南宋高宗の紹興（1131～1162）間、寧宗の慶元四年（1198）、理宗の淳祐八年（1248）に朝廷の官僚により、西湖放生池においての营造、天子（理宗）からの勅額の下賜などが行われている。^{④⑪}

つまり、遵式が行った西湖における放生池としての宗教実践は、北宋から南宋代の国家の支配層に継承され、そして放生という仏教儀礼と皇帝の祝寿を結びつけることで、国家の支配層

のみならず幅広く庶民に向けられ、次第に毎年恒例の社会的な行事へと展開していったことが理解される。

第三章 遵式の放生思想の受容と形成

第一節 智顗の放生思想

前章では、宰相王欽若が遵式から智者大師（智顗）が昔生き物を護ったことを聞き、皇帝の長寿のために西湖を放生池にすることを奏した文献を幾つか挙げた。

遵式の放生思想の系譜を辿っていくと、智者大師智顗（538～597）の事蹟がその規範となっていることは間違いない。『統紀』巻五十二に「智者禪師至岳州講金光明經。化一郡五縣。一千餘所咸捨漁捕^{④⑧}」とあるように、広大な放生池の設置事例がある。この放生に関する資料は門人灌頂（561～632）が撰した「隋天台智者大師別伝^{④⑨}」（以下『別伝』）や、陳の国子祭酒徐孝克撰「天台山修禪寺智顗禪師放生碑文^{⑤①}」（『國清百録』巻二）、更に「智者遺書與臨海鎮將解拔國述放生池^{⑤②}」（『國清百録』巻四）に載せられている。

道端良秀氏は、もちろんこれまで歴代の天子を初めとする多くの仏教徒の、戒殺放生の詔や、その文書、並びにその行事はあったが、一定の場所を指定して、放生池と名づけたのは、天台のこの放生池を以て初例としてよいであろうと指摘している^{⑤③}。智顗が放生会を行う理由については、『別伝』によると、天台山の溪では漁捕を業とし殺生が多く、また公私往来の人々が遭難して溺死することで心を痛めていたため、それを救うために放生池を作って放生会を行ったという^{⑤④}。智顗の放生池設置は水中の生類のみならず、漁業主を殺生の罪から解き放ち、そして公私往来の全ての人々を水難事故から救護する目的であることがわかる。

智顗の放生思想は、先行研究（千葉照観1994、桑谷祐顕2000）が指摘したように『梵網經』と『金光明經』流水品に依拠している。『梵網經』巻下四十八輕戒の第二十における放生の根本原理^{⑤⑤}は第一節で述べたように「慈心を以ての故に放生業を行じる。（中略）六道衆生は皆これ我が父母、殺して食せば即ち我が父母を殺し、また我が故身を殺すことになる。もし世人が畜生を殺されるのを見た時、方便救護してその苦難を解き、常に教化して菩薩戒を講説し衆生を救度すべし」とある。つまり、放生は衆生救度という慈悲の菩薩行、さらには儒教的な「孝」の倫理であることが示されている。

一方、『金光明經』流水品は、流水長者子が池の水が枯渇したため死に瀕する十千の魚の命を救い、食を与えて説法してやると十千の魚はその聞法功德の勝縁によって死後生天し報恩したということである。流水品では、釈尊因位の菩薩行を明かして放生の具体的プロセス（長者子の大悲心生起 → 方便救護と財施を示す → 法施（称宝勝如来名號、説十二因縁）を示す → 得度の勝縁と結ぶ）が教示されている。智顗の具体的な放生の様子は「方舟江上講流水品。又散梗

糧爲財法二施。」と記されている。

ここから明らかなように、智顗が行った放生は、衆生救度という慈悲心を生起し、江上に船を出して流水品を講じ、また粳糧を散じて財法二施（法施→講流水品＋財施→粳糧）を行うということである。

一方、遵式述「放生慈濟法門並序」(『金園集』卷二 以下「放生序」)では、放生の由縁・教示^⑤を記す。その中の(六)説法章に、遵式は『金光明經』流水品の十二因縁の妙理を示して、それは得度の勝縁を結ばせると説いた。また、(七)懺悔章では、究竟一乗の戒定慧三学行を完備させる目的で、戒定慧三学行は三乗漸次の歴劫ではなく究竟一乗の妙行と説明し、『法華經』に基づく速悟し成仏することを教示している^⑥。つまり、遵式は流水品並びに智顗の古例に順じた放生必須の要素と、新たに加えた放生会の主旨（未来成仏）をより明確化し、一般大衆に受け入れられる法会儀則化を目指した遵式の努力の跡が窺える。

ところで、桑谷祐顕氏の研究によると、遵式の法兄知礼も遵式の「放生序」の大綱とほぼ同じ内容の『放生文』^⑦ (1023)を著した。知礼のそれは簡単明瞭で、内容は遵式ほど天台教判を前面に押し出したものではなく、抵抗なく広く他宗門にも受け入れられる法要の規範を構築した^⑧ものと思われる。このような指摘にしたがえば、遵式が智顗の放生の真面目を発揮して、天台教判に基づく放生の思想を展開したことは、まさに遵式の放生思想が天台系譜の伝承にも重要な意義をもつと考えられる。

第二節 遵式と永明延寿

2.1 遵式と延寿の関係

前章を通して遵式の放生思想の受容は天台教学と関わる事が確認できたが、先に言及した遵式の遺文集『金園集』卷二「放生序」の後に放生の文と四つの施食の項が収録されている^⑨。なかでも智顗の放生実践にあまり触れていない「餓鬼への施食」に対して、遵式がわざわざ長文で言及する点は遵式活動期の時代性をうかがわせるものであろう。

放生と施食（施餓鬼）の関連性を考察していくと、遵式に先行してその重要性を説き、「毎夜一切衆生のために、つねに一切の獠野鬼神および水際空行、一切の飢餓衆生などに食と水を与えていた」（宋・文冲重校『智覚禪師自行録』卷一）という実践をおこなった人物がいる。五代十国時代の呉越国で活躍した僧永明延寿（904～976）である。

唐の滅亡（907）から、次の統一政権となる宋が建国される（960）まで、僅か五十余年の間の五代十国時代に、戦乱の中で後周世宗の廃仏（955）などの度重なる法難が断行された。そのような中、仏教の避難港となったのが呉越国（907～978）であった。

宋に帰順した後にも呉越国（国都杭州）の仏教は失われることなく、中国仏教の一大中心地

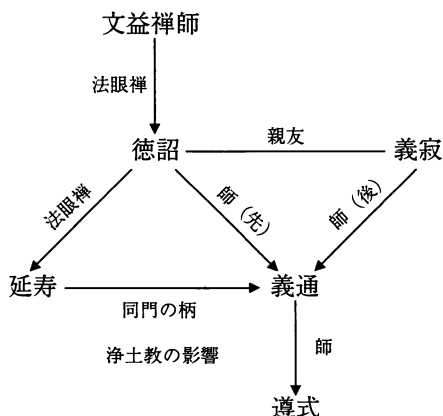
として機能し続けた。遵式に先行して江南地域で活動した延寿は時の国王錢弘俶（929～988）に最も信頼された僧侶として知られる⁶³。

延寿の行状は、元照が1086～1116年の間に成書したとされる『永明智覚禪師方丈実録』（以下『実録』と称す）によって知ることができる。『実録』は北京・中国国家図書館に所蔵で、近年柳幹康氏によって校訂本『永明智覚禪師方丈実録』翻刻テキストと訳注⁶⁴（以下『実録』テキスト）が公開された。本稿では柳氏校訂本を用い、延寿と遵式の放生・施食を比較しながら、その関連性を検討していきたい。その前に、遵式の実践について先行研究が十分に触れていなかった延寿と遵式の関係に触れておきたい。

安藤俊雄氏、佐藤成順氏の研究⁶⁵では、天台教学や永明延寿の浄土教実践を論述する際に延寿の人間関係の繋がりに言及する。そこで、先行研究の論考に基づいて延寿の関係を整理しながら、遵式との関係を以下のように図で示す。

登場人物：（法眼宗）文益禪師（885～958）、（天台宗）徳詔（891～972）、（天台宗）義寂（919～987）、（天台宗）義通（927～988）、（法眼宗）延寿（904～975）、（天台宗）遵式（964～1032）

- ・ 徳詔と義寂は親友
- ・ 徳詔は法眼宗の文益禪師から法眼禪を嗣法し、呉越王錢弘俶は国師として尊敬された。
- ・ 延寿は徳詔に嗣法し法眼の禪風を宣揚した。
- ・ 高麗僧義通は中国に来た時は、雲居寺（慈雲院の旧名『嘉定赤城志』卷二十八）にいたという（『正蔵』四十六、九三〇a）。この「雲居寺」は徳詔の第二道場である。
- ・ 義通は義寂に師事する前に徳詔に師事していたので、延寿とは同門の間柄であり、延寿とも交流があり、義通が延寿の浄土教の影響を受けたことはあり得る⁶⁶。



周知の通り、遵式にとって師と思われる人物は義通であるが、天台徳詔の人的ネットワークから延寿と義通は同門の間柄であり、しかも義通が延寿から浄土教の影響を受けたことが分かる（徳詔→延寿、徳詔→義通、延寿→義通、義通→遵式）。

つまり、遵式と延寿の関係は間接的な師徒関係にあると推察される。

また、延寿は人生の半ばを超えるまで台州・天台・明州で修道と教化を行っている^{⑥⑨}。その頃から浄土教を宣揚したことによって、延寿の浄土教が同時代・同地域の天台僧に影響を与えた^{⑦⑩}。少し後の時代に同じ天台地域で活動した遵式は、呉越国の名僧延寿のことを知らないわけがなく、更に師匠義通と延寿の関係もあることから、宋代以降、中国仏教が諸宗融和的な道を辿る^{⑦⑪}中で、延寿における教学や実践の影響を受けた可能性があると考える^{⑦⑫}。

2.2 遵式と延寿の放生・施食について

ここで、従来の先行研究が十分に触れていない『実録』による延寿の放生・施食の事例と遵式の放生・施食の共通点を検討していく。

延寿は、至る所で四種の仏教衆（比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷）に広く菩薩戒を授け（中略）その際、『梵網經』の「上は国王から下は鬼神に至るまで、ただ法師の言葉を理解しさえすれば、皆この戒を受けることができる」と説示した。（中略）後に江南の廟神は、「我於延寿長老處受菩薩戒竟。凡有祭奠、祇用蔬素、永絶烹宰。」とお告げを示したという^⑬。延寿は僧俗を問わず、国王から鬼神まで『梵網經』の不殺生戒を説きながら、衆生に菩薩戒を授けた。その中で、江南の廟神が延寿から菩薩戒を受けた後に、民衆に肉食を断って齋（野菜）祀を求めたという。一方、遵式は本稿第一節において、『梵網經』による不殺生戒の思想や、「齋」という仏教儀礼の実践例を幾つか挙げた。この中で、（付録表40歳）遵式は白鶴廟の神に仏の不殺戒（『梵網菩薩戒』）を授け、住民に神へ供え物をする代わりに齋を勧めたことが記述されている（例①）。

また延寿はある時、三千大千世界の百億の生き物を解き放とうという誓願を立て、『放蝦序』を著した。そこには「救一期湯炭之苦、減万家食噉之冤」等と記されていた^⑭。延寿は、あらゆる生き物を苦しみから解脱することを発願し、そのために『放蝦序』を著した。『放蝦序』に説かれた「万千の命が殺食されたら、万家が互いに食らいあい仇となる」という理論は『梵網菩薩戒』^⑮に基づく、つまり世間に不殺生を勧めるということである。

一方、遵式は「梁朝高僧放生文」（『金園集』巻二 以下「放生文」）において同じ理論の譬えがあり、一食を満足するため三千の蝦を殺す、万千の命を殺してしかも食べたなら、万家が互いに食らいあい仇となる。だからこそ不殺生、断肉食を勧める記述がある^⑯（例②）。

国家は後先にわたり錢五千貫を賜り、延寿の放生を助けた。延寿が解き放った命の数は計り

知れない。延寿は、漁師が錢唐湖で魚をとらえるのを目にし、国王（錢弘俶）に上奏して放生を行う湖とするよう願った。すると国王は自ら文章を作って石碑を立て、そこで生き物をとらえることを禁じる旨の国内に布告したとある。この点も本稿第二節に論述したように、遵式の奏によって、西湖を放生池として国家から公的・毎年恒例の社会的な行事が行われている（例③）。

以上、延寿における①～③の事例と遵式の放生を比較して、延寿と遵式の放生について共通点が多いことが明らかになった。二人とも一切衆生の苦難を解き放つために、『梵網菩薩戒』の不殺戒の理論を基にして、斎という実践形態で民衆に示した。また、延寿と遵式によって放生の湖（放生池）が設置されたことは、魚類の捕獲を止める慈善行だけではなく、放生という仏教実践を一つの行事とするなど、民衆教化に大きな役割を果たしたと考えられる。

また、延寿は日々、香炉を手にする際には、十方に向かって世界中のあらゆる衆生のために、三宝に帰依し、前世の行為を懺悔し、一切衆生に代わって菩提心を起こした。長きにわたり食物を施し、延寿が自ら著した「施食文」は国内で広く行われ、多くの者が延寿に習った。延寿は慈悲の心を抱いて衆生の命に思いを寄せ、常に放生を行った。水中に棲息するもの、陸に生きるもの、空を飛ぶものに対して、いつも私財をなげうって買い取り、自ら儀礼・説法を行い、人々を集めて経文を唱え、散花し食べ物を施してから、それらを解き放った。（中略）また、果物や茶を口にするたびに、十方の諸々の聖人を供養してから一切含生（衆生）に施した。涙や唾、洗浄に用いる器の水にいたるまで、そのすべてを（渴きに苦しむ）一切の餓鬼を救うために用い、彼らを苦しみから解脱させようとした、という。⁷⁹

一方、遵式撰「放生序」（『金園集』巻二所収）に記された帰依章、説法章、懺悔章は、延寿が施食の前に行われた帰依、説法、懺悔など儀礼次第と大体一致している。また、延寿が説く水・陸・空あらゆる生き物の概念は、宋代に流行する水陸会の「水陸の名」の解釈と意味が近い。水陸の名とは、志磐本『法界聖凡水陸勝会修斎儀軌』巻一（1470韓国東国大学校）の項では、水陸とは衆生授報の処は水陸空の三処があり、水陸は共に空に摂せられるのであって、特に水陸の二処は苦が重いからこの名を挙げるという説明がある。つまり、「水」と「陸」は具体的な場所ではなく、苦が重いところを全体に指すものである。ここで注意すべきことは、この「水陸」の名が初めて見られるのは遵式述「施食正名」（『金園集』巻二）の項であることである。⁸⁰

そして、遵式撰遵式撰『金光明最勝懺儀』では施食の項によって、普く諸神に供養・施食し、それを受け入れた諸神の真法を一切衆生に施すという施食の作法を述べている。それは延寿の施食のやり方（供養十方諸聖→一切含生施に施す）とほぼ同じである。その項について、千葉照観氏は大正蔵や卍統蔵の礼懺部には多くの懺儀類が納められているが、それらの中で施食を説

くのは水陸儀軌を除いては金光明懺法類だけのようであると指摘している。⁸⁶

更に、『金園集』巻二では遵式が四つの施食の項を典拠とする焰口餓鬼の儀軌⁸⁷は、水陸会(施餓鬼)所引典拠と同じである⁸⁸。四つの中で施食の作法に最も詳しいのは「施食觀想答崔(育材)職方所問」(以下「施食觀想」)⁸⁹の項である。南宋代の『統紀』にも、この項、すなわち遵式が職方郎中崔育才(生没年不詳)の質問に対して、施食思想と作法を解釈した(53歳頃)という説話を新たに追加している。遵式の「施食觀想」では、觀想と陀羅尼(呪)⁹⁰の助力によって、施食という善行の功德が増すことを強調し、陀羅尼は他力で觀想は自力であり、觀想を用いない陀羅尼だけの施食は盲人が修す施食会同然であるということを述べている。また、坂本道生氏の研究より、遵式が重要視した「觀想」は天台の先徳である南岳慧思(515~577)『隨自意三昧』⁹¹「食觀偈」⁹²と智顗の『觀心食法』⁹³の思想に踏襲したものであった。つまり、ただ単に施食を実践するだけではなく、一切の餓鬼あるいは六道衆生にまで飲食を施さんと觀想しながら施食法を修すことに意義がある。遵式における觀想施食法は、一切衆生の救済という目的を具現するために不可欠なもので、唐末から宋代にかけて水陸会・施餓鬼会、放生会与密接に関係するものと認められると指摘した。⁹⁴

以上により、延寿と遵式の施食思想の「共通点」と「影響関係」を確認できた。このほか、遵式にあって延寿にない施食作法(觀想・陀羅尼)が明らかになった。遵式と延寿が放生や施食についての考え方には重なる部分が多く、その上で遵式は延寿の放生思想を踏まえて展開させ、觀想などさまざまな作法を加え、施食作法を儀礼に実践したものが、後世の儀礼実践へと継承されていることが分かった。

ところで、南宋代の『統紀』が北宋時代の『曲記』に添加された部分を見ると(50歳頃)、遵式は毎晩、水辺で餓鬼に食事を与えていた。ある日、漁師は「今夜は雪が激しいから師(遵式)は来ないだろう」と言った、「遵式は大変慈悲を持っている人だから、私たちのことを決して忘れない。必ず施食にくる。」と餓鬼たちが話すのを聞いた。するとその夜、遵式が雪の中を歩いて施食に来た⁹⁵。このような生き生きとした説話が作られる程に、遵式は自ら仏教の慈悲行を実践し、餓鬼も含めて一切の衆生を救済するという目的を具現化していたということではないだろうか。

おわりに

本稿では、宋代における仏教儀礼の中で、遵式が作り出した「放生・施食」の実践について考察した。まず本稿を進める上での基礎作業として、第一章で遵式の生涯を取り上げ、遵式時代における江南地域の仏教の状況を概観した。第二章では、遵式が行った西湖における放生池としての実践は、北宋から南宋代の国家の支配層と結びつき、次第に毎年恒例の社会的な行事

へと展開していくとを明らかにした。第三章では、遵式は智顗の天台教判に基づく放生の思想を展開したこと、更に五代十国の永明延寿との関係を解明した上で、遵式が延寿の放生事例を意識的に捉え、観想などを加え、施食作法を儀礼化して民衆教化しながら後世に伝えたことを検討した。これらにより、遵式の放生・施食の思想が南宋代までの放生会・水陸会などの仏教儀礼に影響を及ぼしたことが確認できた。

今後は、東アジアに属する日本に目を向け、日本の室町時代に中国南宋時代の形式に近い十王斎や施餓鬼会に近い水陸会が行われるようになったことに注目したい。⁹⁸特に国家的な鎮魂仏事としての施餓鬼会は、五山禪林によって盛んに行われるようになったとされる。⁹⁹遵式に関わる儀礼・思想を踏まえつつ、中世の日本の施餓鬼儀礼との関係を捉えたい。

略号

T = 『大正新修大蔵経』

X = 『卍新纂續藏経』

【参考図書】

- 安藤俊雄『天台学論集：止観と浄土』安藤俊雄先生遺稿集刊行会編 平楽寺書店 1975
 佐藤成順『宋代仏教史の研究』山喜房佛書林 2012
 司義祖整理『宋大詔令集』中華書局刊 2009
 志磐本『法界聖凡水陸勝会修斎儀軌』巻一 韓国東国大学校所蔵 1470
 聖凱『中国仏教儀法研究』宗教文化出版社 2004
 中国地方志研究会編『宋元地方志叢書』大化書局 1978
 『文淵閣四庫全書』台湾商務出版 1883
 『文淵閣四庫全書電子版』香港迪志文化出版有限公司 1999
 西谷功『南宋・鎌倉仏教文化史論』勉誠出版 2018
 北京図書館編『北京図書館古籍善本書目』法仁文化社 1989
 船山徹『菩薩として生きる』臨川書店 2020
 道端良秀『中国仏教思想史の研究』書苑（『中国仏教史全集』第3巻 1985）
 柳幹康『永明延寿と『宗鏡録』の研究』法藏館 2015
 林鳴宇『宋代天台教学の研究「金光明経」の研究史を中心として』山喜房佛書林 2003

【参考論文】

- 井手誠之輔「作品の個性とアイデンティティー—寧波仏画と地域社会」『波騒ぐ東アジア（アジア遊学70）』pp.86-101 2004
 桑谷祐顕「中国における放生思想の系譜」叡山学院研究紀要 通号22 79-99 2000
 黄依妹「戒殺放生と仁の思想」『鷹陵史学』13 佛教大学歴史研究所〔編〕29-55 1987
 坂本道生「『金園集』における遵式の施食思想」印度哲学仏教学（23）46-60 北海道印度哲学仏教学会 2008
 坂本道生「遵式の「改祭」について」印度學佛教學研究 56巻1号 173-176 2007
 高志緑「描かれる死後の救済—東アジア的視点から」『日本宗教の信仰世界』吉川弘文館 2020

- 千葉照観「中国における放生思想の展開」天台学報 通号36 83-88 1994
 千葉照観「水陸会形成に関わった天台系の学僧」天台学報 通号35 79-82 1993
 西山美香「五山禅林の施餓鬼会について」『駒沢大学禅研究所年報』17 2006
 牧田諦亮「水陸会小考」『牧田諦亮著作集』第四卷 臨川書店 2015
 柳幹康「永明延寿と『宗鏡録』上・下」『春秋』567 568 2015
 柳幹康「延命延寿の思想・実践における浄土的要素」『印仏』69-1 2020
 呂淑玲「慈雲遵式の研究序説-特に遵式の社会的な教化活動」印度學佛教學研究52巻 11 2003
 呂淑玲「慈雲遵式の宗教信仰について」『佛教大學大學院紀要』11号 2003
 呂淑玲「慈雲遵式與天竺寺」法鼓佛學學報第一期 103-175 2007
 Phillip Bloom「視覚化された儀礼と観想—大徳寺伝来「五百羅漢図」における水陸会の表現」『佛藝藝術』344 特集宋元仏画と儀礼 2016

註

- ① 西谷功『南宋・鎌倉仏教文化史論』pp.3-6 受戒や懺悔儀礼を始め、布薩など月課儀礼、仏誕会、安居、自恣、盂蘭盆、涅槃会など「僧侶の清浄性の維持」や「報恩」の年課儀礼。
- ② 井手誠之輔「作品の個性性とアイデンティティー—寧波仏画と地域社会」pp.90-93
- ③ 黄依妹「戒殺放生と仁の思想」p.35
- ④ 中山正晃「遵式の往生正信偈について」pp.800-803 1970、末廣照純「慈雲遵式の教学」pp.658-659 1979、福島光哉「慈雲遵式の浄土思想」大谷學報 第70巻第3号-2 1991、林鳴宇『宋代天台教学の研究「金光明經」の研究史を中心として』pp.702-719 2003
- ⑤ 林鳴宇『宋代天台教学の研究「金光明經」の研究史を中心として』2003
 呂淑玲「慈雲遵式の研究序説-特に遵式の社会的な教化活動」印度學佛教學研究 2003
 呂淑玲「慈雲遵式の宗教信仰について」『佛教大學大學院紀要』2003
 聖凱『中国仏教懺法研究』「慈雲遵式の懺法実践と思想」pp.347-364 2004
 坂本道生『「金剛集」における遵式の施食思想』印度哲学仏教学 (23), 46-60 2008
- ⑥ 佐藤成順『宋代仏教史の研究』pp.203-207 遵式が生類哀愍の念から殺生を戒めた説話は善導の肉食業者教化伝の影響を受けられたということである。
- ⑦ 柳幹康「延命延寿の思想・実践における浄土的要素」pp.305-312
- ⑧ 林鳴宇『宋代天台教学の研究「金光明經」の研究史を中心として』p.153
- ⑨ 同上 p.143
 - ① 杭州武林天竺寺故大法師慈雲式公行業曲記（以下『曲記』略称）契嵩 1063年
 - ② 慈雲懺主稟学宝雲住持 宗曉 1203年
 - ③ 『釈門正統』遵式伝 宗鑑 1233か1237年
 - ④ 『武林西湖高僧事略』元敬・元復 1256年
 - ⑤ 『仏祖統紀』遵式伝 志磐 1271年
- ⑩ 同上 pp.211-213 禅宗出身の契嵩は『伝法正宗定祖図』『伝法正宗記』などを著し、二十代の時に、遵式の弟子である明智祖韶と親交があった。祖韶晩年の時は、遵式の生涯を記録した『実録』を添削するように契嵩に命じたが、契嵩は自分に文才がないことを理由に断った。祖韶が偁化後、弟子である海月慧辯（1012～1073）が再び契嵩に会い、祖韶の依頼を伝えた。それで、契嵩はようやく遵式の事蹟をできるだけ詳しく記載する『曲記』と名付けて編纂した。
- ⑪ 『大正』巻五十二、p.713『鐔津文集』十二に収載されている。
- ⑫ 呂淑玲「慈雲遵式の宗教信仰について」『佛教大學大學院紀要』11号 pp.29-42

- ⑬ 『大正』 卷四十九、p.207
- ⑭ 『金園集』 卷二「施食觀想答崔（育材）職方所問」に収録されている。X57.950.11c15-16
- ⑮ 遵式が犠牲獣を供物にする中国在来の祭祀を改めて、仏教的な祭祀のあり方を説いた「改祭修斎決疑頌并序」を撰した。（『金園集』 卷下に所収）
- ⑯ 『金園集』 は、遵式五世法孫慧觀（生没年不詳）が遵式滅後から百二十年経った南宋紹興十一年（1141）に編集したものである。上・中・下の三卷から成り。
- ⑰ 林鳴宇「宋代に於ける金光明修懺作法流伝」『宋代天台教学の研究「金光明経」の研究史を中心として』 pp.156-164
呂淑玲「慈雲遵式與天竺寺」法鼓佛學學報第一期 103-175 pp.146-151
- ⑱ 慈雲はその法號であり、天竺はその（杭州天竺寺）道場である。
- ⑲ 林鳴宇『宋代天台教学の研究「金光明経」の研究史を中心として』 pp.694-700
- ⑳ 章懿太后が、山中において父のために懺法を行うよう命じた。遵式は『金光明護国道場儀』を記しこれを上呈した。T49.208.a21-24
- ㉑ 西谷功『南宋・鎌倉仏教文化史論』 pp.414-428
- ㉒ 牧田諦亮「水陸会小考」『牧田諦亮著作集』 p.362、佐藤成順『宋代仏教史の研究』 p.202
- ㉓ 道端良秀『中国仏教思想史の研究』 pp.409-431
千葉照観「中国における放生思想の展開」天台学報 通号36 83
- ㉔ 若佛子。以慈心故行放生業。一切男子是我父。一切女人是我母。我生生無不從之受生。故六道衆生皆是我父母。而殺而食者。即殺我父母亦殺我故身。 T24.1006.b09-12
- ㉕ 法蔵『梵網經菩薩戒本疏』 第一殺戒參照 殺生ということは、仏種を断ずることであり、未来仏、当来仏を殺すことになり、五逆罪の罪を犯すこととなる。T40.609.c12
- ㉖ 『金園集』 卷三「故昔梁武帝勅天下斷禁止殺蓋遵佛教豈獨今日也幸有齋福正好競修足可利於存亡亦免傷於物命何勞苦執祀典經乎頌曰 X57.950.17c5-8
- ㉗ 『金園集』 卷三「又顏氏家訓云齊國有一家甚豪侈非手殺牛則噉之不美年三十許病篤大見牛來舉體如被刀刺叫呼而終江陵高偉隨吾入齊凡數年向幽州浚中捕魚後病每見群魚鬻之而死 X57.950.18a20-23
- ㉘ 師（遵式）至昭慶。大揚講說。杭俗好以酒肴會葬。師爲說佛事之勝。卒變葷爲齋。因爲著戒酒肉慈慧法門。（中略）八年蘇人。以郡符迎師於開元建講。縑素畢集。不葷飲者傾市邑。屠酤不售。官監有失課之言。師辭其徒曰。T49.207.c10-18
- ㉙ 『金園集』 卷三「謹於當鄉保安田蚕人口靈廟之宇啟建金光明道場齋僧供佛轉誦大乘意者迴易每年拜祭餽酒之會以爲清淨之齊俾福等神祇兼利安人畜今晨建首特具疏牋者」 X57.950.16a23-b2
- ㉚ 船山徹『菩薩として生きる』 p.182 例えば、東晋の『後漢紀』と『後漢書』の記事がある。それによれば、永平八年、後漢の楚王劉英は「黄老の微言を誦え、浮屠の仁祠を尚び、梨齋すること三月、神と誓いを為す」とある。ここに劉英が宗教行為として三カ月にわたって身を清める「齋」を行ったことが分かる。これ以降、齋と齋会は歴史を通じて様々な形で行われるようになった。
- ㉛ 同上 pp.182-185
- ㉜ 道端良秀『中国仏教思想史の研究』 p.424
- ㉝ 同上 pp.424-425 放生池とは、魚類を放ち救う池という意味であるが、この池は、自然の池を放生地と指定したものや、或いは特別に放生池を作成したものもあったであろう。また、自然の河や、沿岸などの一定の場所を指定して、それを放生池と名づけて、ここからは魚類の捕獲を禁止し、或いは放生したこともあった。

- ③④ 道端良秀『中国仏教思想史の研究』pp.429-430
- ③⑤ 『仏祖統紀』巻四 T49.322.c13-15 唐肅宗乾元二年。詔天下置放生池凡八十一所顏真卿爲碑本朝眞宗天禧元年詔復天下放生池。
- ③⑥ 『仏祖統紀』巻四十四 十一月詔天下州郡復放生池無池之處沿江淮州郡近城上下水五里並禁漁捕 T49.406.a11-12
- ③⑦ BC470年～BC390年頃?中国戦国時代に活動した墨家（諸子百家）の開祖とされる人物である。一種の平和主義・博愛主義を説いたとされる。
- ③⑧ 『仏祖統紀』巻四十三 法運通塞志・宋太祖建隆二年の条 T49.395.a07-8
- ③⑨ 『宋大詔令集』（中華書局刊 2009）巻一百九十八 p.729「二月至九月禁捕獵詔 太平興國三年四月丙辰」による。
- ④⑩ 『宋大詔令集』（中華書局刊 2009）巻一百九十九・政事五十二・禁釣下に収載 p.735
- ④⑪ 佐藤成順『宋代仏教史の研究』p.205
- ④⑫ 『宋元地方志叢書』八・『淳祐臨安志』巻十「西湖」p.4934下
- ④⑬ T49.406.b09-10
- ④⑭ 佐藤成順『宋代仏教史の研究』p.190
- ④⑮ 『四庫全書』史部十一・地理類六・『西湖志纂』巻十一
- ④⑯ 『四庫全書』史部十一・地理類三『咸淳臨安志』
元祐五年。蘇軾請浚西湖。謂每歲四月八日郡人數萬會湖上。所活羽毛鱗介以百萬數皆西北向稽首祝千萬歲。紹興間臣寮言鑾輿駐蹕王氣所存尤宜涵養以示渥澤。乞仍以西湖為放生池禁勿採捕。
- ④⑰ 『四庫全書』史部十一・地理類三『咸淳臨安志』
慶元四年。趙安撫師堯創德生堂。於石涵橋之西又作二亭。其一濱湖為祝網縱鱗之所名曰泳飛。其一枕山凡舊刻新銘皆峙焉見高內翰文虎所為記。淳祐八年趙安撫與憲既更為堂又新濱湖之亭。二扁皆丐理宗皇帝奎畫又有御筆。戒烹割刻石立堂上〈見詔令門〉其覆碑之亭咸淳六年安撫潛說友所更建。
『夢梁錄』巻十二、『淳祐臨安志』巻十、『西湖遊覽志』巻一、巻二十四、『昭慶律寺志』巻四等参照
- ④⑱ T49.455.c03-4 智顗は西方岳州を遊行した時、地元の官吏の招請を受けて流水品を講説したところ、それから漁業者はその生業を捨て、岳州（一郡五県）に凡そ一千余所の禁殺放生池を得たという。
- ④⑲ T50.191.a22
- ⑤⑰ T46.801.c10
- ⑤⑱ 天台が放生池を臨海鎮將解拔國に遺囑する遺書である。T46.822.b02-823.a25
- ⑤⑲ 道端良秀『中国仏教思想史の研究』p.428
- ⑤⑳ T50.193.c01-5
- ⑤㉑ 若佛子。以慈心故行放生業。一切男子是我父。一切女人是我母。我生生無不從之受生。故六道衆生皆是我父母。而殺而食者。即殺我父母亦殺我故身。一切地水是我先身。一切火風是我本體。故常行放生。生生受生常住之法。教人放生。若見世人殺畜生時。應方便救護解其苦難。常教化講説菩薩戒救度衆生。T24.1006.b09-18
- ⑤㉒ T50.193.c11-12
- ⑤㉓ 『金園集』巻二「放生慈濟法門（并序）」X57.950.8a16
- ⑤㉔ 放生の由縁より始まって、穢跡真言・三宝の冥加・授帰依・称宝勝如来十号・説十二因縁・懺悔と放生の勝縁に基づく未来成仏が説き示されている。（同上）

- ⑤⑧ 『金園集』卷二「復次應為汝等說深法門。淨名雖云不觀人根不應說法法華則云但以大乘而為解說令得一切種。智涅槃唯以一藥徧治眾病。金光明為魚說甚深十二因緣而得記莂。調達地獄受決龍女畜生成佛。豈是權小之力乎。我今為汝但直除滅三途報不說餘乘。唯示十二因緣常住妙理汝等諦聽善思念之。」X57.950.9c6-11
- ⑤⑨ 『金園集』卷二「應行此戒定慧名究竟一乘之行。非歷三乘漸次之位。戒成斷德三昧成解脫慧即般若。一相三寶於是復成。汝等夙植何善。今得值遇甘露法味當自慶快。不久即出三途不久當成佛道。今更為汝懺滌罪垢去汝遮障令速開悟即得解脫」X57.950.10a3-8
- ⑥⑩ 宗曉編『四明尊者教行錄』所収 T46.863.a24-864b19
- ⑥⑪ 桑谷祐顕「中国における放生思想の系譜」叡山学院研究紀要 通号22 89-90
- ⑥⑫ 『金園集』卷二「放生慈濟法門（并序）・梁朝高僧放生文・施食正名・施食法（附）・施食文。施食觀想答崔（育材）職方所問」X57.950.8a13-15
- ⑥⑬ 柳幹康「永明延寿と『宗鏡録』上」『春秋』567 p.10
- ⑥⑭ 『北京図書館古籍善本書目』子部に「永明智覺禪師方丈実録一卷」（宋釈元照撰宋刻本与註心賦合一冊九行十七字白口左右双辺）8310
- ⑥⑮ 柳幹康『永明延寿と『宗鏡録』の研究』pp.385-429
- ⑥⑯ 佐藤成順『宋代仏教史の研究』pp.169-184、安藤俊雄『天台学論集 止観と浄土』第一部観經疏妙宗鈔概論 p.7、p.20、p.22
- ⑥⑰ 柳幹康「永明延寿と『宗鏡録』上」『春秋』567 p.10
- ⑥⑱ 志磐『統紀』卷二十六、延寿を蓮社七祖の第六祖と位置付ける（廬山慧遠一二祖善導一三祖承遠一四祖法照一五祖少康一六祖延寿一七祖省常）、つまり、浄土教においては、延寿は蓮宗の祖師の一人として定着している。
- ⑥㉑ 出身杭州→台州で修行→天台山（『宗鏡録』など数百巻を著した）→明州（寧波）（952年 念仏行道）→杭州（960年 靈隠寺、浄慈寺）
- ⑦⑩ 『智覺禪師自行録』『慧日永明寺智覺禪師自行録』宋 文冲（重校編集）X63.158.C03
- ⑦⑪ 佐藤成順『宋代仏教史の研究』p.190
- ⑦⑫ 従来の先行研究で注目された遵式の天台浄土教学について、延寿と関わる面はあまり触れていないが、本稿ではこの点をまずは置いておく。
- ⑦⑬ 柳幹康『永明延寿と『宗鏡録』の研究』『『永明智覺禪師方丈実録』翻刻テキストと訳注』p.392
- 「6a」四衆授菩薩戒、從師而受者、約數万人。因拳梵網經云、「上至国王、下至鬼神、但解法師語者、悉得受此戒。」後江南廟神降語云、「我於延寿長老处受菩薩戒竟。凡有祭奠、祇用蔬素、永絶烹宰。」
- ⑦⑭ 同上 p.392
- 「6b」因發願誓放三千大千百億頭數、遂撰放蝦蟆、云「救一期湯炭之苦、減万家食噉之冤」等。
- ⑦⑮ 故六道衆生皆是我父母。而殺而食者。即殺我父母亦殺我故身。一切地水是我先身。（六道の衆生は皆これ我が父母なり。しかるに殺してしかも食べれば、即ちわが父母を殺し、またわが故身を殺すなり。）T24.1006.b11-13
- ⑦⑯ 『金園集』卷二「梁朝高僧放生文」X57.950.10b16-c7
- ⑦⑰ 『金園集』卷二「梁朝高僧放生文」「日嘗將一升蝦略數有三千頭。或若一食一升殺三千命苦哉痛哉。是何惡業令汝如此食噉眾生美在一餐。苦嬰萬劫。願各且止勿自造殃。故特勸懲凡有命者勿殺勿食」X57.950.10c1-4
- ⑦⑱ 柳幹康『永明延寿と『宗鏡録』の研究』『『永明智覺禪師方丈実録』翻刻テキストと訳注』p.

392

「6b」国家前後賜錢五千貫、以助放生。所放物命、不可計數。因見錢唐湖漁人採捕、遂乃奏聞乞為放生湖。王親自製文立碑、禁絕漁捕。

- ⑦⑨ 柳幹康『永明延寿と『宗鏡録』の研究』「『永明智覚禪師方丈実録』翻刻テキストと訳注」pp. 392-393

「6a」「6b」「7a」毎日拏炉、向十方、普為一切法界有情、歸命三宝、懺悔先業、代發菩提心。長時施食、親製施食文、圈内広行、亦多倣効。又慈念物命、常行放生。凡遇水陸飛走・蝦蟇微物、皆傾財續命、親加持說法、集衆念誦、散花施食、然後放之。(中略)師或食一果、啜一茶、皆先供養十方衆聖、然後普施一切含生。乃至涕唾蕩器之水、普救一切餓鬼、皆令離苦解脫。

- ⑧⑩ 『金園集』卷二「放生慈濟法門(并序)」X57.950.8a16 例えは、當更焚香存念三寶代為物類懺悔發露合掌一心作是語言 など。
- ⑧⑪ Phillip Bloom 「視覚化された儀礼と觀想一大德寺伝来「五百羅漢図」における水陸会の表現」『佛教藝術』344 40-41 水陸会とは、九世紀から行われた中国仏教の最も大規模な儀礼であり、一日から七日間にかけて行われ、宇宙の全ての生き物、すなわち仏教の仏・菩薩・明王・羅漢等から道教の諸神、民間宗教の鬼神、俗人の先祖の靈魂までを道場に呼び集める壮大な儀礼である。
- ⑧⑫ 志磐本『法界聖凡水陸勝会修斎儀軌』卷一 何謂水陸。舉依報故。六凡所依。其處有三。謂水陸空。皆受報處。今言水陸。必攝於空。又此二處。其苦重故。
- ⑧⑬ 『金園集』卷二「施食正名」施食一經凡兩譯共三名一日救面然二日救拔焰口三直云施餓鬼食今吳越諸寺多置別院有題榜水陸者所以取諸仙致食於流水鬼致食於淨地之謂也。ちなみに、仙人に施食する場合は流水に施し、鬼神に施食する場合は地面に施すことと説明が流せる。X57.950.10c9-12
- ⑧⑭ 牧田諦亮「水陸会小考」『牧田諦亮著作集』p.361
- ⑧⑮ 持此種種飲食。散灑諸方遍施諸神。願諸神明威權自在。一念普集各受法食。充足無乏身力勇銳。守護堅強知我所求。願當相與迴此福利普潤含生。T46.960.a14-17
- ⑧⑯ 千葉照親「中国における放生思想の展開」天台学報 通号36 85
- ⑧⑰ 『金園集』卷二「施食正名」「施食法(附)」「施食文」「施食觀想答崔(育材)職方所」X57.950.8a13-15
- ⑧⑱ 『金園集』卷二「施食正名」施食一經凡兩譯共三名一日救面然二日救拔焰口三直云施餓鬼 X57.950.10c09-10 すなわち『佛說救拔焰口餓鬼陀羅尼經』(不空訳)と『佛說救面然餓鬼陀羅尼神呪經』(実叉難陀訳)である。
- ⑧⑲ 牧田諦亮「水陸会小考」p.366 牧田氏は、「靈跡記」による水陸会の起源に求める經典『佛說救拔焰口餓鬼陀羅尼經』(不空訳)や、『佛說救面然餓鬼陀羅尼神呪經』(実叉難陀訳)を認めている。
- ⑧⑲ 『金園集』卷二「施食觀想答崔(育材)職方所問」X57.950.11c15
- ⑧⑲ 『金園集』卷二「施食觀想答崔(育材)職方所問」當知所施飲食色之與味即陀羅尼體也一食出無量食等即陀羅尼用也經云此陀羅尼名無量威德自在光明勝妙力 X57.950.12a4-6 施す飲食の色と味が陀羅尼の本体であるといい、その飲食が無量の食を出だすことが陀羅尼の作用であるという。
- ⑧⑲ 『金園集』卷二「施食觀想答崔(育材)職方所問」又呪是他力觀是自力但呪而無觀譬如盲者使人作大施會但信他語云得食不得食等自終不見若加觀想如有目者使人作大施會 X57.950.12c11-13
- ⑧⑳ 坂本道生「『金園集』における遵式の施食思想」pp.51-52
- ⑧㉑ 『隨自意三昧』一時普遍 十方世界 凡聖隨感 各得上味 凡夫聞香 發菩提心 餓鬼聞香 一時飽滿

- 捨餓鬼身發菩提心。施食の際に觀想すれば六道衆生の各々が菩提心を發す。X55.903.504a16-19
- ⑨⑤ 『觀心食法』斂手供養一體三寶。徧十方界施作佛事。次出生飯稱施六道。即表六波羅密。然後受此食。X55.911.687a7-8 手を収めて、一体三宝に供養し、徧十方界に、仏事を施作す。次に生飯（さば）を出だし、称えて六道に施す。即ち六波羅蜜を表す。然る後、この食を受く。
- ⑨⑥ 坂本道生「『金園集』における遵式の施食思想」pp.46-60
坂本道生「遵式の「改祭」について」印度學佛教學研究 56巻1号 176
- ⑨⑦ 嘗夜施搏食於水濱。漁者聞衆鬼曰。今夜雪甚。師不至矣。一鬼曰。師慈悲人必不忘我。須臾師籠燈踏雪而至。T49.207c13-15
- ⑨⑧ 高志緑「描かれる死後の救済—東アジア的視点から」p.193
- ⑨⑨ 西山美香「五山禪林の施餓鬼会について」pp.49-52

付録

遵式の生涯

年齢	『曲記』 ^①	『仏祖統紀』巻十 ^②	大意
七ヶ月	初其母王媪乞靈於古觀音氏求男。一夕夢其舍灑然有美女以明珠授使嚙之。及生法師方七月。已能從母稱乎觀音。	母王氏。乞男於觀音。夢美女以明珠與而吞之。生七月能從母稱觀音名。	遵式の母親の王氏は觀音に求子宝を願うと、夢の中で、美女が宝珠を授かった。遵式生後七ヶ月で、母親に従って觀音の名を称えられたという。
18歳	先一夕義全夢有童子處其寺佛像之左者。翌日法師至。其夢適驗。其夢適驗。十八落髮。	全先夢有童子踞佛像之首。已而師至。	遵式の剃髮師（義全師）は、遵式が剃髮を求める前日、仏像の首（或いは左）に童子がいる夢をみた。この童子は遵式であるという瑞兆であった。
21歳	二十納戒於禪林寺。明年習律於律師守初。〔中略〕已而入國清普賢像前燼其指。誓習乎天台教法。	年二十往禪林受具戒。明年習律學於守初師。繼入國清。普賢像前燼一指。誓傳天台之道。	国清寺の普賢菩薩像の前で、天台教法を学ぶことを誓って燃指という捨身の行をした。
22歳	笈趨寶雲義通大師講席。道中夢一老僧。自謂吾文殊和尚也。及見通乃其所夢之僧也。即服膺北面受學。	來學四明、年二十二道中夢老僧謂曰。吾文殊和尚也。及見寶雲。正所夢僧即北面受業。	遵式は宝雲寺の義通に法を学ぶため四明への途中、一人の老僧が自分は文殊和尚であるとの夢をみた。そして、遵式が義通と会うと、彼は夢の中の老僧であった。
	會其祖師智者入滅之日。遂自燃頂終日誓力。行其四禪三昧。	智者諱日然頂終朝。誓力行四三昧。	祖師智顗の入滅の日（11月24日）において、智顗の四禪三昧を行うことを誓って一日中燃頂という捨身の行も行っている。
26歳	以苦學嘗感疾嘔血。自謂必死。毅然入靈墟佛室。用消伏呪法而詛曰。若四教興行在我則其病有療。不爾願畢命于此。方三七之夕忽聞空中呼曰。遵式不久將死。法師益不懈。至五七之日遽見死屍盈室。法師不惑踐之以行道。其屍即隱。七七之日懺訖復。	以苦學感疾至於嘔血。毅然入大慈佛室用消伏呪法。自詛曰。若四教興行在我。則其疾有瘳。不爾則畢命於此。至三七日聞室中呼曰。遵式不久將死。師益不懈。五七日見死屍盈室。師踐之而行。其屍即沒。滿七七日室中聲曰。十方諸佛增汝福壽。	遵式は学問に打ち込んだが、疾病にかかり吐血するに至った。そこで彼は消伏呪法（請觀音懺法）を用いて、〔中略〕四十九日間念じ続けたところ、奇跡的に回復した。
28歳	一旦有施氏胎驢馳來伏其座下。若有聽意。其後以時而至者凡四十日。産而適已。驢果有人之意。不亦異乎。	有施氏懷胎驢。日伏座下。若聽法狀。如是四旬。産已不復至。嘗往見法智。聞門外警歎呼侍者曰。適聞外聲。	遵式が法を説いていると施主の一匹の妊娠中のロバが毎日法を聞きに来る。それは凡そ四十日間に至った。

		有若聖人然。侍者亟出視。反報言。慈雲至。法智大驚曰。吾兄轉報矣。	
34歳	匠氏以栴檀為大悲之像。刻已像而戴之。益撰十四大願之文。其後工有誤折像所執之楊枝者。法師敬且恐。即自以接之。不資膠膠而脗合如故。	命匠刻栴檀像及自身頂戴之相。撰十四誓願納其腹。工有誤折所執楊枝者。師大懼即手接之（此像今在天竺懺殿）不膠漆而合。	遵式は杭州の仏師を請じ、栴檀の観音像及び自身頂戴の相を刻ませて、自ら『大悲観音栴檀像記並十四願文』を撰述し、その像の中に納めた。その時、遵式が仏師に観音像の楊枝を誤って折ったところを、のりも使わずそのまま合わせて元通りに復元した。
38歳	四明郡大旱。郡人資以其雨。法師用請觀音三昧冥約。若三日不雨。當自焚也。期果雨其郡蘇。太守以為異。乃即碑其事。	四明大旱。郡人請祈雨。師同法智異聞師。率衆行請觀音三昧。冥約三日不雨當焚其軀。如期雨大至。太守蘇為建碑以述靈異。	四明の大旱に遵式は知礼等と共に請観音懺法を行って雨乞いをし、もし三日間雨が降らなければ、身を燃やし捨身しようと誓った。結果、雨が降った。
40歳	其邑先有淫祠者。皆為考古法正之濫饗者徹去。其所謂白鶴廟者。民尤神之。競以牲作祀。法師則諭其人使變血食為之齋。及其與眾舟往白鶴而風濤暴作。眾意謂神所為。法師即向其廟說佛戒殺之緣。而其浪即平。尋命其神受佛之戒。此後以牲祀者遂絕。	有白鶴廟居民甚神之。師與神授戒改祭為齋。神與民居聽命。乃為著野廟誌以戒之。	遵式は住民が白鶴廟なる淫祠を狂信し競って牲祀したのを説論して、牲に代わるに齋を勧めた。ある日、遵式が住民と舟で白鶴廟に行く途中、大風が吹き、海が荒れた。住民はこれを神の仕業であると信じたが、遵式は白鶴廟に向かって仏の不殺戒の縁起を説いた。するとそのうちに風が止み、波も静かになり、何事もなく平穏になった。遵式は白鶴廟の神に仏の不殺戒を受け、住民に神へ供え物をする代わりに齋を勧めた。
49歳	有三沙門被納無因而至。請與孟蘭盆講席。方揖坐而忽不見。法師嘗以勝事他適道出黃巖。有一豕奔來繞師所乘已而伏前。意若有所求。眾嗟咨不測其然。徐推之乃豕避屠而來也。遂償其直。教屠者釋之。命豕其妙喜寺。名之曰遇善。夫豕之果饗德邪人其何哉。	有三沙門披納而至。請預孟蘭盆講席。揖其坐忽不見。道經黃巖。有豕奔伏於前。推其來。乃逸於屠肆者。償其直而豢於妙喜寺。名之曰遇善夫豕。	遵式は四明景德寺に摩訶止観を講じ、終わろうとするところに三人の沙門が袈裟を着て遵式に孟蘭盆を講じてほしいと願い出た。遵式は彼らを座らせると、突然、彼らはいなくなった。ある日、黄巖を経て、一匹の豚が遵式の前に伏せて、自分が殺される前に遵式に命を助けることを求めている。遵式が虐殺者からこの豚を買って、寺に飼ってもら

			い、遇善という名を付けた。
49/50歳	台有赤山寺。高爽而瀕海。法師嘗謂人曰。此宜建塔。其眾鄉人樂聞皆曰。是山之巔每有異光照耀海上。其光之間益見七層浮圖之影。然其所照之至處四十里。皆捕魚者簷梁周之。法師知其發光欲有所警益勸眾必答之。及其事址發土。果得石函之效塔成。亦以七級應其先兆。而斯民不復漁也。	赤山寺瀕海而高。師遽謂人曰。此宜建塔。先是山巔有異光。中有七層浮圖之形。光照海上周四十里。皆漁人之簷梁。或以語師。師喜其有先兆。遂建塔焉。於是居人感化不復爲漁。	遵式が49/50歳の頃、台州の赤山寺が高く海に臨んでいるので、「ここは塔を建てるによい所である」と言った。赤山寺周りの住民はこの赤山の山頂にしばしば不思議な光が海の上を照らし、その光の間に七重の塔の影がよくみられるという。遵式はこの光が何かを警告していると知り、この発光地から石函を掘ると、この山頂に元来、塔があったことが分かった。そして、遵式は住民に七重塔を建てることを命じて、漁を止めさせた。
50歳	法師方百日修懺于東掖山也。會其時大旱水不給用。乃出舍相之。俄以其錫杖卓之。石泉從而發激。今東掖所謂石眼泉是也。	時東山結懺會。天大旱。師卓錫石縫。泉即激涌（今石眼泉）	遵式は東掖山で百日間、懺法を修する時、干害で水が不足していた。彼が錫杖で石を叩くと、石の隙間から水が湧き出た。（今石眼泉）
50歳	杭之風俗習以酒餽會葬。法師特以勝緣諭之。其俗皆化。率變葷爲齋。因著文曰。誠酒肉慈慧法門。以正其事。其人至今尚之。明年蘇人以 <u>其州符迓</u> 。法師就開元精藍晝夜專講法會。盛集黑白之聽者。謂日萬夕千。 <u>其人</u> 不飲酒噉肉者。殆傾郭邑。酒官屠肆頗不得其售也。	杭俗好以酒肴會葬。師爲說佛事之勝。卒變葷爲齋。因爲著戒酒肉慈慧法門。〔中略〕八年蘇人。以郡符迓師於開元建講。緇素畢集。不葷飲者傾市邑。屠酤不售。	遵式は杭州の人々に葬式の風習である酒と肉食を止める様に説得した。〔中略〕翌八年、蘇州の刺史に招かれ開元寺で講經をしたことがある。遵式の教説によって、蘇州の人々は飲酒や肉食をせず、酒肉も買わなくなったという。
50歳頃		嘗夜施搏食於水濱。漁者聞衆鬼曰。今夜雪甚。師不至矣。一鬼曰。師慈悲人必不忌我。須臾師籠燈踏雪而至。	遵式は毎晩、水辺で餓鬼に食事を与えていた。ある日、漁師は「今夜は大雪だから遵式は施食に来ないだろう」、「遵式は大変慈悲を持っている人だから、私たちのことを決して忘れない。必ず施食にくる。」と、餓鬼たちが話すのを聞いた。その夜、遵式は時間通り施食にきた。
53歳	其地（靈山精廬）乃隋高僧真觀所營之天竺寺也。歷唐而道標承之。然隋唐來逾四		遵式は、唐末の乱に烏有に帰した天竺寺が、古い記事によって密生した草むらの中にあ

	百載而觀公遺迹湮沒。殆不可睹。法師按舊誌探於莽蒼之間果得其兆。即賦詩作碑紀之。此始謀復乎天竺也。		ることを探し当てた。その戦乱の被害のより枯れた重榮檜に遵式は呪を唱えて水を注いで、復活させた。再び生じ重榮檜と名付けて詩を石に刻んだ。そして、道場再建の瑞兆とすると共に、また、『往生浄土懺儀』を定めた。
	初其寺之西有隋世所植之檜。枯朽僅存。至此而復榮。蓋其寺再造之證也。因名之曰重榮檜。益以其香林洞口之石上梅。其山之本腹内竹石面竹者。與檜为天竺四瑞。作四詩紀其勝異。	(天竺) 寺西有陳時所植檜。巢寇燎燬僅存枯朽。是年冬枝葉復生。因名重榮檜。賦詩刻石。以兆道場重建之瑞。治定往生浄土懺儀。	
53歳頃	(1016) 宮保馬公既老益更奉佛。尤慕法師之言。遂爲著<u>浄土決疑論</u>。馬公鏤板傳之。	天禧元年 (1017)。侍郎馬亮守錢唐。雅尚浄業造師問道。師爲撰<u>浄土行願法門</u>。<u>浄土略傳</u>。<u>職方郎中崔育才。問施食之道。師爲觀想一篇 (見金園集)</u>	侍郎馬亮のために、「浄土決疑論」「浄土行願法門」と「浄土略傳」を撰述した。また、遵式が職方郎中崔育才(生没年不詳)の質問に対して、施食思想を解釈した。
58歳頃	王公始以西湖奏爲放生之池者。亦法師以智者護生之意諷而動耳。其王公出尹應天方微疾。夢與相見而其疾即瘳。乃遣之書盛道其事。以謂相遇平生有勝緣。	師以智者昔於天台江上護生事白於公。因奏請西湖爲放生池。爲主上祝壽。後文穆尹應天府。因微疾夢與師會。疾即除愈。遂奉書道其事。	宰相を務める王欽若は、遵式から天台大師智者が昔生き物を護ったことを聞き、皇帝の長寿のために西湖を放生池にすることを皇帝真宗に奏して、叶えられた。王欽若は夢の中で遵式と出会い病を治されたという奇跡がある。
	王公始欲爲僧伽像。疑而未果。法師乃爲其推觀音應化遍知無方者示之。先此法師嘗夢與王公在佛塔中。有老僧者擘金鈴而分之二人。益說此以驗適論。王公曰。實金陵之謂也。既造像卒持與法師。因撰泗州大聖禮文以尊其事。		王欽若が僧侶像を造るかどうか迷っている時、遵式は観音が変化に応じることは至る所にあることを示した。その前に遵式は王欽若と共に仏塔の中にいる老僧が両手で金の鈴を割って二人に与えることを夢にみた。そして、王欽若は僧侶像を造って遵式に与えた。
58歳	會乾元節。王公以其道上聞。遂錫號慈雲。自是相與爲方外之遊益親。形於詩書者多矣。若其所著<u>圓頓十法界觀法圖</u>注南岳思師心要偈之類。皆爲王公之所爲也。	後文穆尹應天府。因微疾夢與師會。疾即除愈。遂奉書道其事。及移鎮江寧(昇用)。迓師府合。朝夕問法。一留三月。因爲著<u>十法界觀心図註</u>、<u>南岳心要偈</u>。會乾元即公以其道聞於上。乃賜慈雲之號。	1022年、王欽若の推薦により、天子の誕生日(乾元節、真宗の場合は12月2日)に、朝廷から慈雲という大師号が下賜された。〔中略〕ところで、1020年(詳見『西湖志纂』卷十一)遵式の円頓十法界觀法図(円頓觀心十法界図)の著作や法華經の講訳はすべて王

			欽若のためのである。
68歳	未幾顧謂其徒曰。我昔在東掖亦講是經。〔中略〕及出視日已歿矣。今者吾殆終於此講也。一日果與眾決曰。我住台杭二寺垂四十年。長用十方意時務私傳。今付講席。宜從吾之志。即命其高弟弟子祖韶曰。汝當紹吾道我持此爐拂。勿為最後斷佛種人。	九年。講淨名經。忽謂其徒曰。〔中略〕今吾殆終此講乎。因與眾訣曰。我住台杭二寺。垂四十年。長用十方為意。今付講席。宜從吾志。命弟子祖韻曰。汝當紹我道場。持此鑪拂。勿為最後斷佛種人。	遵式は東掖山で淨名經（維摩經）を講じた。その時、自分の円寂の近いことを悟り、皆に決別をして、自分の後継者を祖韶に指名した。
69歳	示微疾。不復用醫藥。〔中略〕使請彌陀像。以正其終。基徒尚欲有所禱。且以觀音像應命。法師即炷香瞻像而祝之曰。我觀世音。前際不來後際不去。十方諸佛同住實際。願住此實際受我一炷香（云云）或問其所歸者。猶以寂光淨土對之。至其夕之三鼓。奄然坐終。先此法師自製其櫬曰遐榻而銘之。學者務奉其師之前志。必臥其靈體于遐榻。更七日其形貌完潔如平昔。	明道元年十月八日示疾。不用醫藥。唯說法以勉徒衆。十日令請彌陀像以證其終。門人尚欲有禱。以觀音至。師炷香瞻像祝之曰。我觀觀世音。前際不來後際不去。十方諸佛同住實際。願住此實際。受我一炷之香。或扣其所歸。對以寂光淨土。至夜奄然坐逝。師嘗製龕銘曰遐榻。既入歛越七日。形貌如生。	十月八日、遵式は阿弥陀仏像を請じて、臨終の準備をしたが、弟子たちは遵式がこの世に留まることを望んでいた。そして、弟子たちは観音像をもって遵式に留まることを要請すると、遵式は線香をもって、「我が観世音、前際に来たらず、後際に去らず、十方の諸仏、同じく實際に住す、願わくは此に住して、実際に我が一柱の香を受けんことを。云々」と祈った。弟子達は遵式にどこへ帰依するかと訊ねると、遵式は寂光浄土であると答えた。夜中、遵式は突然、坐ったまま円寂した。
死後	當其化之夕。山中見大星隕乎鷲峯。燦然有紅光。發於其寺之前。	逝之夕。山人見大星殞於靈鷲峯紅光赫然。	遵式は亡くなって七日が経っても顔はまだ生きているようであった。円寂の夜、山中にいる人々は大きな星が靈鷲峯に墮ち、赤い光が天竺寺の前から発生したのをみた。
死後 11世紀		仁宗閱師所進光明護國儀。至聖帝仁王慈臨無際之文。撫几歎曰。朕得此人足以致治。亟令宣召則已入寂矣。師始出家。郡校諸生。慕師才俊勉回業儒。為詩答盧積。中有真空是選場大覺為官位之句。人多誦之。常行三昧。以九十日為期。於行道四隅置鐵熾炭。遇困倦則漬手於鐵。十指唯存其三。其建光	仁宗は、『光明護國儀』を読み、遵式を褒め称え、直ちに呼ぼうとしたが、既に遵式は亡くなっていた。生前、遵式は、常行三昧を九十日間実修していた。また、光明懺殿を建てる時に、眠くなると、燃える炭に手をつけ、十指はただ三つだけが残っていた。壁に大悲呪を七遍唱え、加被力を示した。

		明懺殿。每架一椽一壁。 輒誦大悲呪七遍以示聖法加 被。不可沮壞之意。	
--	--	--	--

註

- ① 『大正』 卷五十二 p.713
- ② 『大正』 卷四十九 p.207